

緊急事態宣言解除に伴う学生生活について

令和2年5月28日

米子地区学生 各位

医 学 部 長

新型コロナウイルス感染症対策や学生生活に関するメッセージについては、本学の方針が定まり次第、随時皆さんへ発信しているところです。

5月25日、新型コロナウイルスの感染対策の基本的方針が改定され、すべての緊急事態宣言対象地域に対し解除宣言がなされ、外出自粛やイベント等の開催や、施設の使用制限などについて、今後、段階的（おおむね3週間ごとに）に緩和されることが示されました。これを受けて、本学においても感染拡大防止に努めながら、段階的に学内活動等の再開に取り組むこととします。

については、5月19日付けで要請した6月24日までの学生生活に関する注意事項について、一部修正しましたので、ご理解とご協力をお願いします。

1. 課外活動

- ◆3つの密（特に密接）の環境を回避できると考えられないことから、新歓活動（勧誘活動）を含む課外活動は学内外とも原則禁止とします。
- ◆部室を含む、文化系、体育系学内施設の一切の使用を原則禁止します。
- ◆上記によらずWeb上での活動（Twitter、Instagram等のSNS上での活動）は可としますが、Webへ掲載する内容の相談や動画撮影のために対面の集会等を行うことは引き続き禁止です。
また新入生からの問合せ等への回答も許可しますが、「個別の勧誘は禁止（SNS上でのサークル紹介や問合せへの回答等に留める、発信は部の公式SNSに限定する）」「課外活動再開後まで対面コミュニケーションは学内外を問わず禁止」である旨を必ず守ってください。（なお、部でのオンライン会議を行う際は安全性の観点から大学IDによるMeetを推奨します。ただし個人情報保護等の観点から、参加者は必要最小限とするよう、各自注意してください。）
- ◆自習室（ヒポクラテスルーム、アレスコ棟学生ラウンジ等）の使用を原則禁止とします。
- ◆医学科6年生、保健学科看護学専攻、検査技術科学専攻4年生は、例年課外活動施設棟、学生自習室、大学会館集会室等で国家試験勉強行っておりますが、当面の間、利用を原則禁止します。

※医学部では6月8日以降対面講義を可能とすることに伴い、課外活動についても一部解除の方向で検討しています。詳細は後日示します。

2. 国外旅行、国内旅行、帰省など県をまたぐ移動

◆ 国外への旅行等は自粛すること。

国内への旅行等で不急の移動は、5月31日まで自粛すること。

※5都道県（北海道、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）への不急の移動は、6月18日まで自粛すること。

◆ 生命科学科・保健学科の就職活動では感染予防対策と健康観察を行うこと（大学から企業等へ対面での採用活動自粛のお願いをHPへ掲載済）

◆ やむを得ない事情により鳥取県外へ移動する場合は、所属学部教務係または指導教員へ相談してください。

◆ 病院見学や病院説明会への参加についても 6月18日までは原則禁止とします。
やむを得ず参加が必要な場合には、医学科長若しくは保健学科長へ相談すること。

3. 3つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）の回避

◆ カラオケ店、ゲームセンター、パチンコ店など換気が悪く、人の密集する施設への立ち入りの禁止。

◆ 知人や友達を誘っての飲食、宴会等の禁止。

◆ 飲食・接客系アルバイトの原則禁止（生活上必要なアルバイトについては相談に応じます）。

4. 健康管理の徹底と健康状態の記録

◆ 自身の健康管理（体温測定、マスク着用、手洗い）を行うこと。

◆ 健康観察表を記録すること。

5. 悪徳商法、訪問販売、ネット契約、カルト系集団に注意

◆ 本学は、学外での勧誘活動は一切認めていません。

◆ むやみにドアを開けない、連絡先（携帯番号）を教えない、気軽についていけない。

6. その他

◆ 附属病院の食堂及びローソンについては、6/7まで引き続き立ち入り禁止。

【罹患等した場合の対応】

・3月31日付け理事（教育担当）通知「新型コロナウイルス感染症に罹患等した場合の対応について」によること。